

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

奈良県教育委員会規則第十一号

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則

(奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正)

第一条 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則(平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

「第一章 総則」を削る。

第一条第二項を削る。

「第二章 本庁の組織及び事務分掌」を削る。

第三条の見出し中「本庁の」を削り、同条中「本庁」を「事務局」に、「室及び所」を「及び室」に改め、同条の表教育振興大綱推進課の項を次のように改める。

教育政策推進 課	教育政策推進係
-------------	---------

第三条の表文化財保存課の項及び文化財保存事務所の項を削る。

第四条の見出し中「本庁の」を削り、同条中「本庁の各課、室及び所」を「各課及び室」に改め、同条企画管理室の項第十三号中「室及び所」を「及び室」に改め、同条教育振興大綱推進課の項中「教育振興大綱推進課」を「教育政策推進課」に改め、同条文化財保存課の項及び文化財保存事務所の項を削る。

「第三章 出先機関の組織及び事務分掌」を削る。

第五条及び第六条を削る。

別表を削る。

(奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第二条 奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第二十一

号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「課に」を削り、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第七条の七を次のように改める。

第七条の七 削除

第九条から第十三条までを次のように改める。

第九条から第十三条まで 削除

(奈良県教育委員会所属職員の標準的な職を定める規則の一部改正)

第三条 奈良県教育委員会所属職員の標準的な職を定める規則（平成二十八年三月奈良県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条の表二の項中「職、」を「職及び」に改め、「及び同条第四項第一号に規定する所長」を削り、同表三の項中「、同条第四項第二号に規定する所長補佐及び同条第六項」を「及び同条第四項」に、「昭和五十六年奈良県教育委員会規則第七号」を「昭和五十六年三月奈良県教育委員会規則第七号」に改め、同表四の項中「第二条第一項第十号から第十四号まで」を「第二条第一項第十号から第十三号まで」に、「同項第十六号」を「同項第十五号」に、「、同項第十七号」を「及び同項第十六号」に改め、「、同条第四項第三号に規定する工事監督及び同条第五項に規定する出張所主任」を削り、同表五の項中「第二条第一項第十五号」を「第二条第一項第十四号」に、「同項第十八号から第二十一号まで」を「同項第十七号から第二十号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(奈良県文化財保護条例施行規則の廃止)

2 奈良県文化財保護条例施行規則（昭和五十二年三月奈良県教育委員会規則第二号）は、廃止する。

(古式銃砲及び刀剣類の登録審査委員規則の廃止)

3 古式銃砲及び刀剣類の登録審査委員規則（平成十二年三月奈良県教育委員会規則第十九号）は、廃止する。

(奈良県出土文化財管理規則の廃止)

4 奈良県出土文化財管理規則（平成十四年三月奈良県教育委員会規則第二十号）は、廃止する。

(奈良県立飛鳥京跡苑池管理運営規則の廃止)

5 奈良県立飛鳥京跡苑池管理運営規則(平成二十八年四月奈良県教育委員会規則第一号)は、廃止する。

(奈良県文化財保護体系推進会議設置規則の廃止)

6 奈良県文化財保護体系推進会議設置規則(平成三十年三月奈良県教育委員会規則第一八号)は、廃止する。